

平成28年中

三重の少年非行

ダイジェスト版【確定値】

注) 冊中の表・グラフにおける構成比の合計が、計算 100%にならない場合があります。
冊子の表中の空欄は、「0」です。

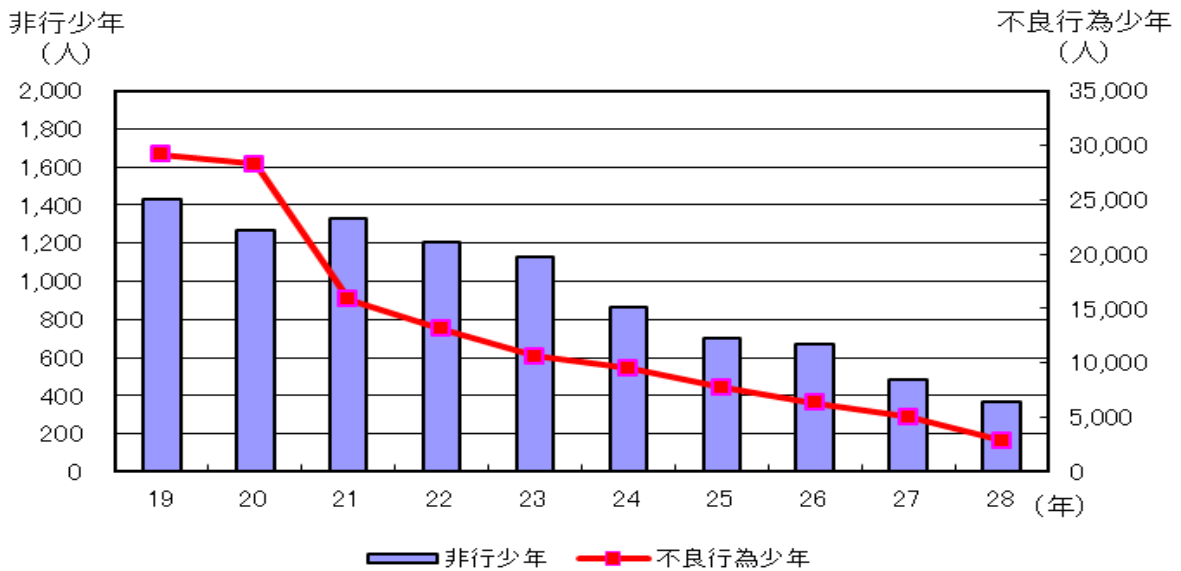
三重県警察本部

少年非行の概況

平成 28 年中に刑法や特別法に規定する罪を犯し、警察が検挙・補導した非行少年の総数は 368 人で、前年に比べ 119 人(24.4%)減少しました。

また、飲酒、喫煙などで補導した不良行為少年は 2,887 人で、前年に比べ 2,174 人(43.0%)減少しました。

【非行少年および不良行為少年の 10 年間の推移】



【少年非行の推移】

区分		年次	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
非行少年	刑法犯少年	犯罪少年	1,147	1,047	1,039	973	927	741	593	570	388	294
		触法少年	197	139	194	139	123	47	32	35	45	28
		小計	1,344	1,186	1,233	1,112	1,050	788	625	605	433	322
	特別法犯少年	犯罪少年	77	68	71	84	61	58	74	62	53	45
		触法少年	2	6	16	4	12	10	2	1	0	0
		小計	79	74	87	88	73	68	76	63	53	45
	ぐ犯少年		10	5	9	4	2	6	4	0	1	1
	非行少年合計		1,433	1,265	1,329	1,204	1,125	862	705	668	487	368
	不良行為少年		29,121	28,271	15,874	13,147	10,627	9,548	7,747	6,305	5,061	2,887

(注)・犯罪少年は、14歳以上20歳未満で、刑罰法令に規定する罪を犯した少年（道路交通関係法令に規定する罪を除く。）をいう。

・触法少年は、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（交通に係る業務上過失致死傷等を除く。）をいう。

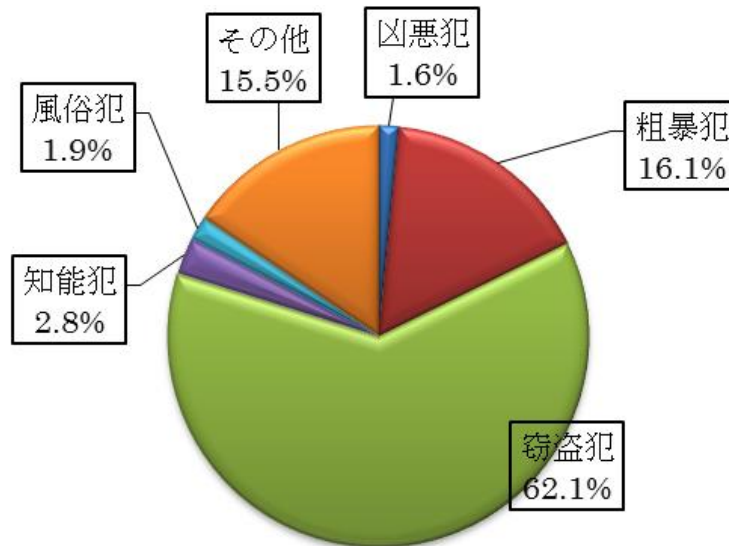
・ぐ犯少年は、保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

刑法犯少年

刑法犯少年は、刑法に規定する罪を犯した犯罪少年（14歳以上）及び触法少年（14歳未満）のことをいいます。刑法犯には、殺人・強盗などの凶悪犯、暴行・傷害などの粗暴犯、万引き・オートバイ盗などの窃盗犯、詐欺・横領などの知能犯、強制わいせつなどの風俗犯、占有離脱物横領などのその他の刑法犯があります。

罪種別状況

罪種別では、窃盗犯が刑法犯全体の62.1%を占めています。

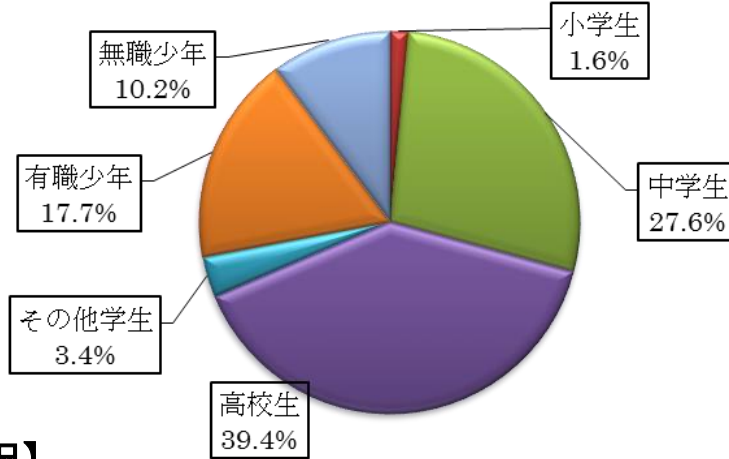


【罪種別状況】

年次		罪種別	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平成 28 年			322	5	52	200	9	6	50
		構成比 (%)	-	1.6	16.1	62.1	2.8	1.9	15.5
平成 27 年			433	8	43	278	4	6	94
		構成比 (%)	-	1.8	9.9	64.2	0.9	1.4	21.7
増 減		人 員	-111	-3	9	-78	5	0	-44
		率 (%)	-25.6	-37.5	20.9	-28.1	125.0	0.0	-46.8

学職別状況

学職別では、高校生が 39.4%、中学生が 27.6%で、合わせると全体の 67%を占めています。

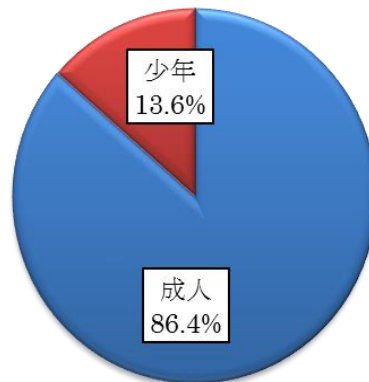


【学職別状況】

年次	学職別	総数	未就学	学生・児童生徒					有職少年	無職少年
				小学生	中学生	高校生	その他学生	小計		
平成 28 年		322		5	89	127	11	232	57	33
	構成比 (%)	-		1.6	27.6	39.4	3.4	72.0	17.7	10.2
平成 27 年		433		13	125	183	10	331	74	28
	構成比 (%)	-		3.0	28.9	42.3	2.3	76.4	17.1	6.5
増減	人員	-111		-8	-36	-56	1	-99	-17	5
	率 (%)	-25.6		-61.5	-28.8	-30.6	10.0	-29.9	-23.0	17.9

全刑法犯検挙人員に占める刑法犯少年（犯罪少年）の割合

全刑法犯検挙人員に占める犯罪少年の割合は 13.6%で、昨年に比べ 3.4 ポイント減少した。



人口 1,000 人あたりの刑法犯少年（犯罪少年）検挙人員

【人口比】

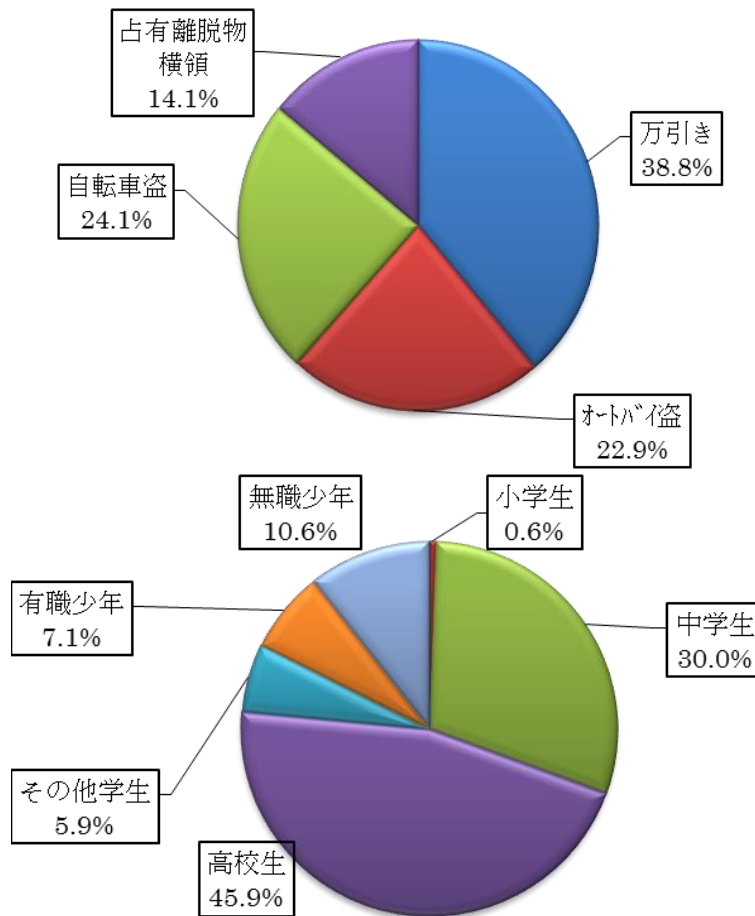
	刑法犯少年〔犯罪少年〕 (人)	人口比 (人)
三重県	294	2.8
全国	31,516	4.5

※ 人口比は、三重県は三重県戦略企画部統計課、全国は国立社会保障・人口問題研究所のデータに基づき計算したもの。

初発型非行の状況

初発型非行は、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領（道路等に放置されている自転車などを自分のものにする。）をいい、動機が単純で、安易に行われやすい非行形態をいいます。これらで検挙・補導された少年が刑法犯少年全体の 52.8% を占めています。

初発型非行をきっかけに非行の程度が深まる危険性があり、少年を立ち直らせるためには、この段階で適切な指導を行うことが重要です。



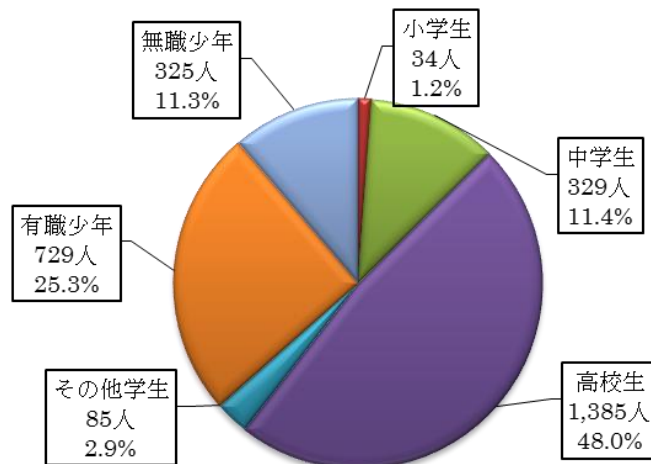
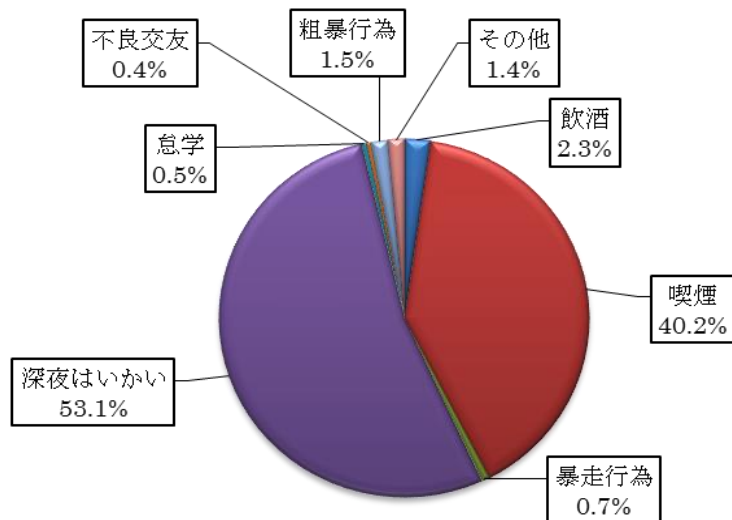
【初発型非行】

手口別	学職別 総数	学生・児童生徒					有職少年	無職少年	前年同期	増減数
		小学生	中学生	高校生	その他学生	小計				
万 引 き	66	1	13	29	2	45	8	13	132	-66
オ ー ト バ イ 盗	39		18	19		37		2	39	0
自 転 車 盗	41		18	15	5	38	3		53	-12
占有離脱物横領	24		2	15	3	20	1	3	42	-18
計	170	1	51	78	10	140	12	18	266	-96
前 年 同 期	266	4	84	141	6	235	20	11		
増 減 人 員	-96	-3	-33	-63	4	-95	-8	7		
増 減 率 (%)	-36.1	-75.0	-39.3	-44.7	66.7	-40.4	-40.0	63.6		

不良行為少年

不良行為少年は、刑法や特別法に規定する罪を犯した少年ではありませんが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいいます。行為別にみると、喫煙と深夜はいかいで93.3%を占めます。

これらの行為は、非行へつながる危険性があることから、警察ではボランティアの皆さんと協力するなど、街頭補導を通じて適切に指導する活動をしています。

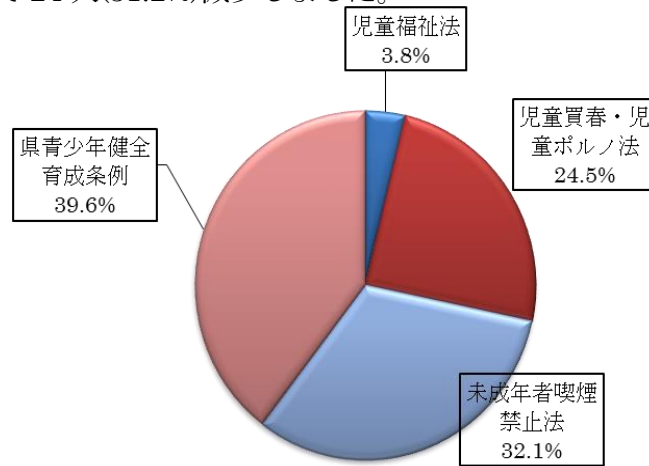


【不良行為少年】

年次	行為別	総数	飲酒	喫煙	暴走行為	深夜はいかい	怠学	不良交友	粗暴行為	その他
	平成28年	構成比(%)	2,887	67	1,160	20	1,532	13	11	43
		-	2.3	40.2	0.7	53.1	0.5	0.4	1.5	1.4
平成27年	構成比(%)	5,061	93	1,803	37	2,952	33	10	101	32
		-	1.8	35.6	0.7	58.3	0.7	0.2	2.0	0.6
増減	人員	-2,174	-26	-643	-17	-1,420	-20	1	-58	9
	率(%)	-43.0	-28.0	-35.7	-45.9	-48.1	-60.6	10.0	-57.4	28.1

福祉犯の被害少年

福祉犯とは、児童買春に係る犯罪、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪、その他少年の福祉を害する犯罪をいいます。福祉犯による被害少年の総数は53人で、前年に比べて24人(31.2%)減少しました。

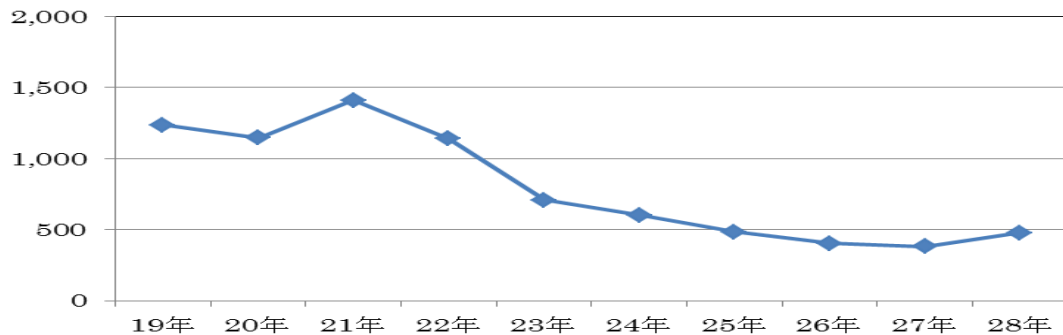


【福祉犯被害少年】

法令別		総数	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ法	労働基準法	未成年者喫煙禁止法	県青少年健全育成条例	その他
学職別	小学生	2		2				
	中学生	12	1	4			7	
	高校生	27	1	7		9	10	
	その他	0						
有職少年	9				6	3		
無職少年	3				2	1		
総数	53	2	13	0	17	21	0	
前年同期	77	4	6	0	32	33	2	
増減人員	-24	-2	7	0	-15	-12	-2	
率(%)	-31.2%	-50.0%	116.7%	—	-46.9%	-36.4%	-100.0%	

少年相談状況

警察で受理した少年に関する相談の受理状況です。



	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
受理件数	1,234	1,144	1,410	1,139	707	602	484	404	381	476